

玉村町自治基本条例（仮称）検討方針

1 検討の背景

平成7年、地方分権推進法の制定により、国・県・町のつながりが対等となり、行政に自己決定と自己責任が求められるようになりました。地方の時代となり、地方分権推進法制定から10年の年月がたちましたが、今までの流れを変えるまでに至っておりません。

しかし、平成16年12月議会において、町政への積極的な住民参画と協働を図るため、地域住民参加型まちづくりを推進することが議会から提案され、行財政改革の一環として議決されました。

町は、この提案を受けて、住民、議会、町のお互いが意見交換し、玉村町における自治のあり方を考える輪が大きくなることを望み、自治基本条例の検討を行政改革の一つに掲げ、住民、議会と共に、今後の自治のあり方や協働の仕組みの確立を目指して、自治基本条例の検討に取り組んでいます。

2 検討の目的

自治基本条例の検討、制定、施行を通して、その必要性や内容を広く周知することにより、町全体の自治意識の向上と協働を推進します。

3 方針

住民、議会、町の責任・役割を明確にして、町政運営の効率化を図るため、町政運営に住民参画を推進し、住民の皆さんと協働するまちづくりを目指します。

しかし、町政運営の住民参画は、町が負うべき義務と責任を軽減することではありません。町は、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるよう努めます。

4 検討体制

1) 玉村町自治基本条例（仮称）草案策定研究会

自治基本条例の草案を策定するために、平成17年4月に研究会が設置されました。住民、議会、職員の代表者12名の委員で構成され、策定に係る必要な事項を調査・研究し、同年9月1日に、草案を町長、議長へ提出し、研究会は解散になりました。

2) 玉村町自治基本条例（仮称）に関する審議会

審議会は、町長の諮問に応じ、草案の内容を調査・審議し、答申します。

審議会は町長の附属機関とし、住民の代表（公募により選ばれた者、各種団体等から推薦された者など）18名以内の委員で構成されます。

また、草案の策定経過・内容を審議会に説明するため、事務局に幹事を置きます。幹

事は、草案を作成した研究会委員のうちから、町長と議長が協議して6名以内を指名します。

平成17年9月議会において、玉村町自治基本条例（仮称）に関する審議会条例が議決されました。一般公募により4名の委員が選出され委員数は16名、また幹事に6名が指名され、平成18年2月に審議会がスタートしました。